

令和3年第12回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年12月27日(月) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (11番 久木山純広 委員 ・ 1番 木場由美子 委員)

○ 議事日程 議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第23号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第24号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分
(4件)について

日程第3 議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第4 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第67号 非農地証明願(18件)について

日程第6 議案第68号 農用地利用集積計画案について(新規1件)

日程第7 議案第69号 農用地利用集積計画案(一括方式)について(新規39件)

日程第8 議案第70号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(1件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第12回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。
始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第12回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、11番久木山純広委員、1番木場由美子委員をお願いします。よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。まず、日程第1報告議案第23号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第23号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件2筆705㎡です。現在の

契約は令和6年3月までの農地法第3条による賃貸借ですが、後ほど5ページの農地法第3条第1項の規定による許可申請にて、親戚同士で贈与を行うための解約でしたが、本日3条の許可申請の取下げ願いが提出されました。理由としましては、申請当初は、贈与ということで合意をいただきましたが、譲渡人が金銭を欲しいと譲受人に申し出て、折り合いがつかず、契約の締結に至らなくなりましたということで、申し訳ございませんでしたということでした。今後も引き続き賃貸借を行う際には、中間管理機構を通しての契約をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ただ今事務局の方から説明がありました。これまで農地法の3条による賃貸借契約であったものを、贈与で譲り渡したいという形に変えたいということの合意解約だったんですが、贈与については話し合いがつかずに契約ができなくなったということのようでございます。とりあえずこの合意解約だけを審議をしたいという議案であります。皆様の方から何かご質問ありませんでしょうか。

木場委員

すいません、この合意解約は成立するんですか。今後もこのまま耕作はされると言っておられたんですけども、また契約を結び直さないといけないということになりますか。

棚町主査

それは、行政書士の方に中間管理機構を通して契約をし直してくださいと伝えてあります。

議長

もう少し詳しく説明をしてください。その、合意解約通知については、本当はこの総会で審議をして、了承が得られれば正式な受理ということになるんですが、そこをもう少し説明してください。

棚町主査

はい、合意解約の申出書自体が、解約の合意が成立したということで、3条の申請日と同日で土地の引渡しまで成立しております。報告議案ということで、成立したものですので報告をさせていただいております。契約自体は解約されていると解釈しております。それで、今後も耕作をされるのであれば、中間管理機構を通して契約をしてくださいとお願いしているところです。

議長

その、引続き耕作をされるということまでは確認をしていないのですか。

棚町主査

行政書士の話では、耕作をしたいというお話はありましたので、その際は新たに契約をお願いしますと伝えてあります。

議長

ということだそうです。新たに契約をする時には、中間管理機構を通して契約をしてくださいということまで指導してあるということです。他にご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第1報告議案第23号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知分1件につきましては、報告のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第23号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件につきましては、報告のとおり受理することで決定いたしました。

次に日程第2報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知、農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は4件6筆5,314㎡です。No.1は、現在の契約は令和9年までの中間管理法の賃貸借契約ですが、新たな耕作者と変更契約を行うため後ほど53ページの農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書にてご審議いただくための解約です。

また、No.2から4につきましては、現在の契約は令和13年までとなっておりますが、霜の被害があり、〇〇の栽培に適さないための解約です。よろしくお願いたします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。No.1は、耕作者変更のためということで、No.2からNo.4につきましては、〇〇を栽培するにあたって、今借りている農地については、霜が降りて被害を受けるために、〇〇の栽培に不適ということで、解約するということです。皆様の方から何かご質問ありませんでしょうか。

私の方から質問させてください。No.2からNo.4の〇〇が借りていた合意解約については、解約した後の利用については、どのようなになっているのでしょうか。

棚町主査

はい、よろしいでしょうか。今後新たな耕作者は見つかる見込みが

ないと聞いております。水はけが悪いということで、中間管理機構の担当者の方にも確認しましたが、新たな耕作者は見つかるめどが立っていないそうです。

議長

そういうことですので、関係の2班の方は、耕作していただける情報がありましたらよろしくお願いします。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第2報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知、農地中間管理法分について、4件については報告のとおり、受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知、農地中間管理法分4件につきましては報告のとおり受理することで決定いたしました。

次に日程第3議案第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は2件ですので、先ほどNo.2については、取下げ願いがあったということで、今回の審議からは除外しますので、No.1だけということで、まず事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第3議案第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。

3ページをご覧ください。No.1についてご説明申し上げます。

借人が、貸人から、農地を賃貸借するための申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。

借人は、先月もこの近くを賃貸借で借入れ申請をした、農地所有適格法人の〇〇です。農地中間管理事業での契約は、基本10年間になり、農地の条件が悪い場合には、合意解約をしなくてはなりません。先月と同じように、何年か〇〇を栽培して、霜の被害がないか様子をみたいと考えておられますので、契約は3条での1年更新の賃貸借契約になっております。

調査は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

菘手委員 8番菘手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 についての調査報告をいたします。12月21日（火）午後2時から、現地で外菌委員と私が調査を実施しました。位置図は資料3、4ページを参照してください。申請地は、農用地区域内農地であります。対象の農地は先月11月26日総会で審議決定しました議案の近くにあります。借人は貸人の田を賃貸借して、霜の降りない地域条件を利用して、〇〇を栽培されるとのことで、反あたり4,000株を植え付けしておられます。〇〇の構成員は8人ですが、労力は現在1人で栽培管理をしておられます。農作業機械の保有状況は、トラクター、管理機、運搬車、草刈機等を所有され、通作距離は鹿児島市吉野町から1時間10分位かかるということです。私どもの調査では、申請者は労働意欲、作業機械とも十分あり、持続された耕作がされると判断し、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明と現地調査の報告がありました。皆様の方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問をしてよろしいでしょうか。前回も賃貸借契約があり、今回も申請が出ておりますが、今後さらに新たな賃貸借契約が出てくる予定はどうなんでしょうか。

棚町主査 はい、〇〇の担当者に確認しましたが、しばらく耕作をしてみて、霜の被害が無いかをみてから判断をしたいということでした。今後新たに賃貸借契約をするかはわからない状態です。

外菌委員 はい。

議長 どうぞ。

外菌委員 私も近くを見たんですけれども、基本的に霜の降りない所という話をしたんですけれども、近くの白浜の方にどこか良い所はないか聞いたんですが、貸したい意向はあるそうですが、借人としては調査をしたかたですので、もしかしたら今後白浜の方も進出されるんじゃないかと思えます。

議長 ありがとうございます。他にご質疑ありませんか、特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第3議案第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回は1件ですが、これにつきましては

申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することで決定しました。ありがとうございます。

次に進みます。日程第4議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は2件です。2件とも事務局の説明、現地調査の報告を終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、日程第4議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてNo.1の説明をいたします。

7ページ、8ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭になったため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業地域内にある農地で、第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

9番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、12月23日(木)午前9時より申請人の代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査を実施しましたので報告いたします。資料の7ページ、8ページをご覧ください。

申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地で、申請人は借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受け、自宅を建築するための申請です。申請地の東側と北側は道路、西側と南側は宅地で、周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。被害防除計画書の造成計画は、現状のまま利用し、用・排水計画の用水は公共上水道、雨水排水は溜樹で水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は銀行融資で、許可後着工するそうです。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。続いてNo.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No.2について説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。譲受人は本市で〇〇を営んでおり、本申請地を買い受けて業務拡大しようと、貸資材置場を確保したいための申請であります。第2種農地で、その他の農地にある農地であります。調査は【正】を福菌委員、【副】を西委員にお願いしてあります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員

5番福菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について報告いたします。12月22日、午前9時より〇〇の〇〇氏立会のもと、西委員と私が調査をいたしました。申請地は照島地区で第2種農地、その他の農地です。位置図は資料の9、10ページになります。

転用の目的は、業務拡大のため資材置き場を確保するためです。

申請地は現状のまま使用し、道路に面した出入口を大型車が入れるように、拡幅、コンクリート舗装します。また、置場の資材は中古の〇〇ですが、最長3ヶ月ごとに産廃処理業者が引取りに来ます。雨水排水は自然流下と南側側溝に流します。周囲の状況は、東、北、西が宅地、南は道路です。資金は全額自己資金で賄います。問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございます。No.1、2について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、No.1について何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次にNo.2について皆様の方から何かご質疑ございませんか。私の方からいいですか。いつも聞いているんですけど、第2種農地の場合は、代替地の検討を要しているのですが、今回はどうでしたか。

中村主任

はい、今回は第2種農地でしたので、別府の原野を代替地として2か所検討してあります。ただ、少しでも近い方がいいということで、この申請地を選定しましたと説明を受けております。

議長

はい、ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、一括してお諮りします。日程第4議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今回は2件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1、2の2件については、申請のとおり許可することによって決定しました。ありがとうございます。

続きまして日程第5議案第67号非農地証明願についてを議題とします。今回は件数が多いですが、すべて違反転用指導対象の事案ですので、既に関係する農業委員が現地調査をしておりますので、現地調査の報告は省略して、事務局の説明をお願いしたいと思います。全ての説明が終わってから質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

日程第5議案第67号非農地証明願についてであります。今回の申請は18件です。11ページからお願いします。

No.1は、申請人の亡父が建築した倉庫であり、多様な倉庫として利用していて、非農地証明願が出ております。

No.2は、〇〇に自宅を建築した際、庭を造成し現在に至っているとのことです。

No.3は、申請人が相続していますが亡父が建築した家屋で、現在に至っているとのことであります。

No.4は、①は申請人は自宅を建築した際、庭として整備したものであります。②は、申請人が経営する土木・建築業の会社の資材置場であります。現在も資材置場として活用しております。

No.5は、亡母が建築し、申請人が相続し現在も住んでいる自宅であります。

No.6は、亡父が建築し、申請人が相続し現在も住んでいる自宅等であります。

No.7は、申請人が相続した土地や売買で取得した農地に、家屋等を建築したものであります。

No.8は、申請人が相続し、自宅を建築したものであります。

No.9は、亡父が建築し、申請人が相続し現在も住んでいる自宅であります。

No.10は、申請人が倉庫として建築し、〇〇を営む方に貸し出している倉庫であります。

No.11は、申請人が自宅を建築し、その際申請地を駐車場として購入

し、現在も活用しています。

No.12 は、申請人が相続し、現在営む〇〇の資材倉庫として使用している倉庫であります。

No.13 は、申請人が相続したが亡父が建築し、現在に至っています。

No.14 は、申請人と義父で建築し、自宅の隣地に駐車場として建築し現在に至っています。

No.15 は、亡母が建築したもので申請人が相続し、現在住んでいる自宅であります。

No.16 は、申請人は隣地に住んでいるが、申請地を駐車場として整備したものであります。

No.17 は、亡父が生前駐車場として貸出し、現在に至っています。

No.18 は、平成8年頃、市道〇〇線道路改良工事において、家屋補償等を行い、自宅を移転したもので、それ以降亡父の配偶者と子孫の方が住んでいます。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

はい、18件について、説明がありました。急いで説明をしたものですから、十分説明を理解できていない人もおられるかもしれませんが、それぞれについて質疑に入りたいと思います。まず、11、12ページのNo.1について、何か皆さんの方からご質疑ございませんか。あるいは、違反転用を指導した担当の農業委員の方からの補足があれば、出していただきたいと思ひます。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようです。13ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。ちょっと補足をさせていただきたいと思ひます。ここは私が担当をしたところで、申請人と土地の所在が違うとお気づきの点があると思ひんですが、申請人は〇〇に自宅があられるんですが、今回の申請地は申請人の弟が〇〇に住宅を建てて、その庭として整備し、利用しているところなんです。申請人が使っているという訳ではありません。他にご質疑ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、15ページのNo.3について、何かご質疑ございませんか。担当された農業委員の方は、補足があれば出してください。特にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、17 ページのNo.4 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。それでは 19 ページ、No.5 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。それでは 21 ページ、No.6 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。それでは 23 ページ、No.7 について何かご質疑ございませんか。

外菌委員 すいません。これは、農業用倉庫にはならないんですか。以前は農業をされていたような感じはするんですけども、農機具とか倉庫にあったんじゃないかなと思って質問をしたところです。

中村主任 できた当時は農業用倉庫として使っていたらっしゃったようです。ただ、今は全部が農機具ではなくて、いろんなものが入れてあるようで、本人が非農地証明願を出してきたところです。

議長 よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようですので、25 ページNo.8 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。27 ページNo.9 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 無いようです。29 ページNo.10 について、何かご質疑ございませんか。ここは、私の担当なのですが、申請事由のところの訂正をお願いしたいのですが、倉庫として貸し出している訳ではなくて、倉庫の敷地として貸し出している。倉庫自体は、〇〇を営む人が建てておりまして、この申請人は地主であって、建物自体は貸した相手方が作っているということで、倉庫敷地として貸出しているということで、修正をお願いします。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは無いようですので、31 ページNo.11 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは 33 ページNo.12 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようですので 35 ページNo.13 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。次に 37 ページNo.14 について、何かご質疑ございませんか。私の方から、ここも私の担当なのですが、写真では車庫全体が赤の線で囲ってありますけど、37 ページの地図を見ていただくと、車庫の道路側のブロック、左端の一部がこの申請地に入っておりまして、車が止まっている部分は、宅地の方になりますので、申請地は左側のブロックと車庫の一部分です。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 無いようです。次に 39 ページNo.15 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。41 ページNo.16 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようでございます。次に 43 ページNo.17 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。45 ページNo.18 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑がないようですので、一括してお諮りしたいと思えます。日程第5議案第67号非農地証明願について、今回は18件でございますが、申請のとおり受理して、非農地証明書を発行してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第67号非農地証明願18件については、申請のあったとおり受理して、非農地証明書を発行することで決定いたしました。続きまして日程第6議案第68号農用地利用集積計画書案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 47 ページをお願いします。日程第6議案第68号12月分の農用地利用集積計画書案は、1件1筆1,333㎡で、新規の申請です。

借人は所有している農地を全て耕作しておられます。中間管理機構での契約を農業委員の方が勧めてくださいましたが、貸人が、借賃の振込先を妹の口座にしたいため、中間管理機構では契約ができずに、利用権設定をされることになりました。よろしく願いいたします。

議長 はい、今事務局の説明がありました。賃借料の振込先を貸人ではなくて、貸人の妹さん名義の口座にしたいということで、中間管理事業で機構では貸人と同じ名義の口座でないと、契約ができないということですから、今回は基盤強化法で利用権設定をするという内容でございます。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第68号農用地利用集積計画書は、今回は1件ですが、報告にあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第6議案第68号農用地利用集積計画書案1件につきましては、報告にあったとおりの内容で決定いたしました。次に、日程第7議案第69号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は私ですので、私は退席して議長を久木山会長代理に交代して、審議をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長(久木山代理) (会長退席後) それでは、会長からありましたとおり、私の方で進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 48ページをお願いします。日程第7議案第69号12月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、39件60筆53,211㎡です。これらは全て新規の契約ですが、前は基盤法の契約から、今回新たに中間管理法の契約に変更されたものが3件ございます。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。

また、貸人の方で()書きの方は、亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくお願ひします。

議長(久木山代理) それでは事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。今回は39件のうち別府の方で、れんこんの〇〇さんの分が相当ございます。来月も議案に上がってくると思いますが、その時にまたご審議いただきたいと考えております。何かございませんか。

松田委員 はい、〇〇さんは、個人名でされるんですか。

棚町主査 よろしいですか。

議長(久木山代理) はい、事務局。

代理)

棚町主査 はい、個人でなさるということです。この方は、他の会社も持っていらっしゃるようですが、会社の方は他の方に任せて個人でれんこんを作られて、法人とは関係はないということです。

議長（久木山 代理） 松田委員は、よろしいですか。

松田委員 はい。ありがとうございます。

議長（久木山 代理） 他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（久木山 代理） それではなしということですので、日程第7議案第69号農用地利用集積計画案一括方式は、新規39件につきましては、申請のとおりの内容で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（久木山 代理） ありがとうございます。異議なしということですので、日程第7議案第69号農用地利用集積計画案一括方式新規39件は、申請のとおり決定することにいたします。会長はまた席の方へお戻りください。

（会長着席後）

議長 それでは、また議長を交代いたします。議案53ページです。日程第8議案第70号の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書耕作者変更機構貸出分についてでございます。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 53ページをお願いします。日程第8議案第70号12月31日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で1件2筆1,498㎡で、賃貸借契約です。借人には所有農地はございませんが、41,980㎡の農地を借り入れて、水稻や野菜の作付をして、有効に活用しておられます。この配分計画は、先ほど2ページの報告議案第24号の合意解約にてご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せずに、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくをお願いします。

議長 はい、今事務局の説明がありました。何かご質疑ございませんか。私の方から質問してよろしいですか。ちょっと、2ページの合意解約のところを見ていただきたいのですが、このNo.1です。借人と貸人は同じ人ですよ。おそらく、農地中間管理事業の機構集積協力金の関係で、自分の土地を自分で借りているということになっていると思うんですが、これで形態が賃貸借ということを書いているんですけど、自分で自分の土地を借りるのに賃借料が発生するのでしょうか。

棚町主査 あの、よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 中間管理機構の中で、自分から自分へ貸し借りをされる中で、賃貸借という契約は今までもあったんですけども、契約書の中には支払いの方法は相殺ということで、農政課の方から回ってきておりますので、こういう契約はないわけではありません。

議長 ちなみに、賃借料はいくらになっていますか。

棚町主査 今回ですか。

議長 前回です。

棚町主査 すみません、後で報告させてください。今、手持ちの資料がありません。

議長 わかりました。一応形上は、従来の賃借料が設定をされているわけですね。

棚町主査 はい。

議長 ただそれを、自分で耕作するから相殺ということで、お金のやり取りは無いということですね。

棚町主査 はい。後ほど調べてご報告いたします。

議長 はい、わかりました。他に何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第8議案第70号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書につきましては、報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第70号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、報告のあったとおりの内容で決定いたしました。

以上で議案の方は終了いたしました。

議事録署名委員

- _____
- _____